

「第3次三重県スポーツ推進計画（仮称）中間案」パブリックコメントの概要と県の考え方

- 1 意見募集期間 令和4年12月17日（土）～令和5年1月16日（月）
- 2 意見数 26件
- 3 寄せられたご意見に対する対応状況等

①	反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	2件
②	反映済：意見や提案内容が既に中間案に反映されているもの	1件
③	参考にする：今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	4件
④	反映または参考にすることが難しいもの：県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの	19件

NO	該当箇所		意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	頁	施策			
1	全般	全般	課題として、大きく「人口減少・少子高齢化」とありますが、三重県は特に北部と南部との人口差が激しく、地域間でも「人口減少・少子高齢化」の問題のスタンスが違っていますので、単純に一括りで挙げるのではなく、各推進施策や課題についても、地域の実情にあった推進施策で取り組むべきだと考えます。 例えば、共通施策と地域施策のような分け方があると、事業であっても地域ニーズに合った事業が組めると思います。 また、県営施設の有無でも地域ごとにスポーツへの関わりも違うと思うので、その辺りも考慮いただけると今以上に良い計画になると思います。	③	本計画は、県におけるスポーツに関する施策を総合的に取りまとめ、計画的に推進するため、基本的な事項を定めるものです。 個々の事業の実施にあたっては、いただいたご意見を参考に、地域の実情に応じた取組を進めてまいります。
2	全般	副題	三重県は、スポーツを通じて「人」「地域」を結ぶなどと掲げて良い状況下には無い。三重県はいつも既存団体との癒着に徹し、「人」「地域」を結ぶことは後回しであった。	④	人口減少・少子高齢化など昨今の状況下で、一体感の醸成などスポーツの持つ力に期待が寄せられており、「計画のめざす姿」をこのように掲げています。 このため、本計画では、市町や競技団体などスポーツに関係する団体と連携しながら、スポーツの持つ力を生かし、地域の一体感の醸成など地域の絆づくりを進めてまいります。
3	全般	副題	三重県は、スポーツを「楽しむ」を掲げて良い状況下になど無い。三重県はスポーツを「楽しむ」を掲げてはならない。	④	国の「第3期スポーツ基本計画」では「スポーツを『楽しさ』や『喜び』を感じることに本質を持つもの」と捉えていることから、本計画においても同様に捉え、「計画のめざす姿」の副題に「スポーツを楽しむ三重の環」と表記しています。
4	1	第1章 計画の策定趣旨	「三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシー」は無い。両大会は中止であったからだ。「三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた準備のレガシーを生かした」といった記述に変え、現実と合わせた記述にされたい。	①	第2章（計画の背景）において、県内スポーツの状況として、三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた準備と取組について、記述を追加しました。
5	1 41	第1章 計画の策定趣旨 第5章 推進施策3	東京五輪で明らかになったのは、見直し公務員の役員が裏金を受領してはいけないことや、ありとあらゆる汚職は決して許されるものではないことである。次々と逮捕者が続出し、裁判中のもの、捜査中のもの、再逮捕になろうと予測されるものが山積する中で、「スポーツの持つ力」を、「勇気と希望を届けてくれました」のみにとどめても良い状況下には無い。「選手は勇気と希望を届けるよう努めていましたが、一方で上層部の逮捕が相次ぐなど、スポーツの功罪を改めて考えさせられる事態となりました」と文言改善するのが実情に沿った記述となるだろう。	④	本計画では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関しては、選手の視点で「勇気と希望を届けてくれた」と記述しております。

NO	該当箇所		意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	頁	施策			
6	1	第1章 計画の策定趣旨	「第2次三重県スポーツ推進計画」の策定に当たっては、女性アスリート支援に際して、LGBTアスリートの差別にならないよう文言改善をするべきだった。けれども、三重県は、意見を隠蔽し、そもそもそんな意見は来なかった体裁をつくり、官製差別を繰り返した。参考にはしていると口頭だけで言ってきたが、文書化も事業化も予算化もしなかった。これまでのLGBTアスリートに関する経緯を見て、三重県の計画に五輪では「性的指向などにかかわらず」などと記載されるようになったところで、「また絵にかいた餅か」、「三重県の餅文化とは絵にかいた餅のことか」と言わざるを得ない状況が既にある。	②	第2次三重県スポーツ推進計画では、LGBTに関する記述はありませんでしたが、本計画では、昨今の情勢を鑑みて、スポーツにおける性の多様性の理解促進について記述したところです。誰もが自分らしくスポーツができるよう、スポーツ関係者等の皆さんへの周知・啓発に取り組んでまいります。
	37	第5章 推進施策2(4) 県民に夢や感動 を与えるトップ アスリートの育 成・強化支援			
	45	第5章 推進施策3(2) 安全・快適なス ポーツ環境の提 供			
	50	第5章 推進施策3(4) スポーツを通じ た共生社会の実 現			
7	2	第1章 本計画における 「スポーツ」の定 義	本計画における「スポーツ」の定義が「楽しさ」や「喜び」につながる身体活動全般と捉えるなら、悪の「楽しさ」や悪の「喜び」につながる身体活動全般も三重県のスポーツとして定義されるのか。	④	国の「第3期スポーツ基本計画」では「スポーツを『楽しさ』や『喜び』を感じることに本質を持つもの」と捉えていることから、本計画においても同様に捉え、「計画のめざす姿」の副題に「スポーツを楽しむ三重の環」と表記し、本県のスポーツ推進を図っていくこととしています。
8	4,5	第2章 1(2)三重とこ わか国体・三重 とわか大会の レガシー	両大会準備の3つのレガシーは遺らなかったと言わざるを得ない。「スポーツを支える人づくりとスポーツの機運醸成」については、レガシーが遺らなかったと言わざるを得ない。「県民の皆さんに夢や感動を与える競技力の向上」は、成年男子サッカーを見れば一目瞭然であるように、定着が望まはしていたが、無惨なまでに流出する状態である。「県民の皆さんがスポーツを楽しむための施設整備」は、予算不足を言い訳にして国体基準をギリギリ満たすためだけに用いられてしまったために、スタジアムライセンス基準を度外視した事なかれ主義や、スフィア基準を鑑みた上での広域避難所運営の観点を抜かした事なかれ主義になってしまい、元日本代表選手を迎え入れるに足りるだけの状況となりはしなかった。結果として、ブームと大混雑が伴っただけで、一過性に過ぎなかった。	④	三重とわか国体・三重とわか大会については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、開催中止となりましたが、開催に向け準備してきた約10年間の取組は、3つのレガシーを遺したと考えています。令和4年度から、これらのレガシーを活用した市町や競技団体等の取組を支援しているところです。
	43	第5章 推進施策3(1) 三重とわか国 体・三重とわ か大会のレガ シー継承・発展			
	45	第5章 推進施策3(2) 安全・快適なス ポーツ環境の提 供			
	50	第5章 推進施策3(4) スポーツを通じ た共生社会の実 現			
9	5	第2章 1(3)東京2020 オリンピック・パ ラリンピック競 技大会に向けた 取組	三重県内における聖火リレーは、沿道の観客の密集状況やマスク着用状況を可視化し、三重県民間における不信感を招いた。「近隣住民や地方行政に対する関心、要求、不信が高まりました」が現実である。	④	本県における東京2020オリンピック聖火リレーについては、東京2020大会組織委員会が定める感染症対策を講じたうえ、県民の皆さんをはじめ、関係者の皆さんのご協力により、実施することができました。

NO	該当箇所		意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	頁	施策			
10	6, 7	第2章 2 スポーツを取り巻く状況	公共スポーツ施設は、激甚大震災時に発災直後から震災復興まで広域避難所を兼ねているため、「スポーツを取り巻く状況」の中に、「今後の激甚大震災に対する備え」を項目立てて記載することとされたい。もし記載されることがなければ、「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」との整合性が取れない。	④	本計画は、県の総合計画である「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」に基づき、県におけるスポーツに関する施策を総合的に取りまとめた計画であり、災害等緊急時の対応は当計画では割愛しています。
11	9 23	第3章 推進施策1 【第2次推進計画】 第5章 推進施策1(2) これからの学校 スポーツと地域 移行	部活動の地域移行は、いかに競技力につなげていくかにだけしか議論が割かれなかったため、三重県内の教職員のメンタル疾患率は、全国平均よりも悪いままで改善されていない。それにもかかわらず、教職員の離職や自殺を如何に防止するか、及び、離職者や退職者の無業者を救済するか、という観点を三重県は欠き続けた。ゆえに、三重県における最大の課題は、「・教職員の離職者を減らし、かつ、非高齢の復帰者を増やし、円満退職の前期高齢者を関係者に変えていく必要があります。」である。そこに、競技力の巧拙を問うている時点で、教育機関としてだけでなく、単純かつ顕著に、労働環境としても、極めてゆがんでいる。三重県は、県として、教職員や元教職員の自殺者を数多く多発させているにもかかわらず、何の反省も見られない。	④	国が令和4年12月に公表した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、技能の向上だけでなく、生徒のニーズに応じた活動ができるよう環境を整備することとされています。部活動の地域連携・地域移行にあたっては、引き続き、教職員の働き方改革の観点もふまえて、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保に向けて検討を進めてまいります。
12	9 21 22 23 33	第3章 推進施策1 【第2次推進計画】 第5章 推進施策1(1) 子どもたちが運動・スポーツを楽しむための取組の拡充 第5章 推進施策1(2) これからの学校 スポーツと地域 移行 第5章 推進施策2(1) 未来を拓くジュニアアスリートの発掘・育成	三重県は「子どもたちが運動・スポーツをすることの大切さについて、保護者・家庭が認識し、実践できるような取組が必要です」などという、高尚な目標を掲げても良い状況下には無い。三重県が掲げるべきは、「スポーツの競技力が如何なる状況下であろうとも、人間の命は何よりも大切で、全ての人間に不断の努力が必要です。」である。さらに、それだけでなく、「・その不断の努力は、保護者、競技者、指導者、県内行政機関の公務員、県内競技団体の関係者に、認識させ、実践させるように、取組が必要です。」である。	③	人口減少・少子高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大など、近年の状況下における課題解決の一つとして、県民の皆さんのスポーツにふれ親しむ環境づくりやスポーツを通じた自己実現、競技力の向上などの取組が求められています。このため、県民の皆さんや関係者に協力いただきながら、実践できるような取組が必要と考えています。
13	10	第3章 推進施策2 【第2次推進計画】	三重県は、三重県医療保健部が、「18の市町において、オリジナル体操の動画発信」が存在することを把握していたというのに、それにもかかわらず、三重県地域連携部が「室内でもできる効果的な運動やストレッチを紹介する動画」にわざわざ予算を割き、屋上屋をつくってしまった。運動習慣の定着に取り組みたいならば、「オリジナル体操の動画発信が無い市町に助言を行いました」であるべきで、「地域連携部の予算で屋上屋をつくりました」であるべきでは無かった。	④	オリジナル体操の動画は、市町における介護予防の取組の一環として、主に高齢者を対象としたものです。一方、室内でもできる効果的な運動・ストレッチの紹介動画は、新しい生活様式をふまえて、運動習慣の定着等につなげるため、子どもから高齢者まで世代に応じた運動やストレッチを紹介するものとなっています。

NO	該当箇所		意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	頁	施策			
14	10	第3章 推進施策2 【第2次推進計画】	「総合型地域スポーツクラブの知名度向上」を正当化の理由に充て、完全に同格のチームに対しての中立公正性を欠き、特定のチームに肩入れをして、さらには自己正当化まで続けた、三重県戦略企画部広聴広報課に対しては、三重県民として、極めて強く明確に何度でも抗議する。	④	国のスポーツ基本計画では、総合型地域スポーツクラブには地域スポーツの担い手や地域コミュニティの核としての役割があるとしており、引き続き、総合型地域スポーツクラブの質的充実に向けて取り組んでまいります。
15	10	第3章 推進施策2 【第2次推進計画】	「働く世代・子育て世代」という語彙は、「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」に基づくならば、一切使用してはならない。失業者や無業者に対しての官製差別が明文化されることになり、かつ、50歳時未婚率の上昇に対応できていないことも明文化されてしまうからだ。その代替として、「成人・非高齢世代」とするだけで、官製差別なしに実態把握できるため十分である。	④	「働く世代・子育て世代」という表現は、「みえ元気プラン」でも使用しており、本計画では、スポーツに参画する機会の拡充に取り組むにあたり、「運動・スポーツ実施率」が低い働く世代・子育て世代・女性をターゲットとして表記しています。
	25 26	第5章 推進施策1(3) 生涯を通じたスポーツ機会の充実と健康づくりの推進			
16	10	第3章 推進施策2 【第2次推進計画】	三重県地域連携部が男女別での運動・スポーツ実施率を公表するたび、前三重県知事がそのデータに基づかずに、医療保健部のデータだけで女性の健康寿命ランキングが三重県の女性の運動などの努力の賜物と述べてしまったことが想起されてしまう。ゆえに、遺族本人その人として、三重県地域連携部、並びに、三重県医療保健部に対して、極めて強い明確な抗議を何度でも絶対に行う。男女別運動実施率、及び、男女別健康寿命については、三重県知事が片方のデータしか参照していないと見做される知事答弁を述べた瞬間に必ず絶対に抗議する。前三重県知事の口が滑ってきたことが、三重県政史上で最大の課題であった。遺族本人その人として前三重県知事の失態を評価しないから、推進施策2には憎悪と蔑視以外の感情は無い。	④	新型コロナウイルス感染症の影響下にあつて、幅広い年齢層で体力低下傾向がある中、スポーツを通じた体力の維持向上や健康増進につながる取組が必要です。このため、本計画では、推進施策1(3)において、生涯を通じたスポーツ機会の充実と健康づくりの推進に取り組んでいくこととしています。なお、健康寿命は、男女により傾向が異なることから、基礎的情報として把握しています。
17	11	第3章 推進施策3 【第2次推進計画】	各競技団体の抱える課題としては、指導者やスタッフの人権感覚不足があったため、「指導者やスタッフが暴力や自殺の防止に取り組むよう効果的な支援をする必要があります」を主な課題とされたい。	④	各競技において、科学的根拠に基づいた指導法や指導者のスポーツ・インテグリティの確保など、指導者の資質向上が求められており、引き続き、研修等に取り組むこととしています。
18	11	第3章 推進施策3 【第2次推進計画】	三重県が、「ジュニア・少年選手、成年選手、指導者といったターゲットごとに、計画的かつ戦略的に支援」してきたにもかかわらず、命を大事にすることについて何の記載も無いのか。	④	各競技において、科学的根拠に基づいた指導法や指導者のスポーツ・インテグリティの確保など、指導者の資質向上が求められており、引き続き、研修等に取り組むこととしています。
19	12	第3章 推進施策4 【第2次推進計画】	東京五輪では、ミライトワのみならずソメイティのほうでも元役員が裏金を受領していたことが裁判で明らかとなっており、スポーツは、障がい者スポーツにおいても、汚職が絡んでくることが明らかとなっている。確かに関心は高まったが、良い意味では無かった。	④	本計画では、三重とこわか大会に向けた取組や東京2020パラリンピック競技大会の開催による障がい者スポーツへの関心の高まりを好機と捉え、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組んでいくこととしています。

NO	該当箇所		意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	頁	施策			
20	13	第3章 推進施策5 【第2次推進計画】	三重とこわか国体・三重とこわか大会は開催されていないため、「開催競技」ではなく「開催予定だった競技」である。	①	三重とこわか国体・三重とこわか大会で「予定されていた実施競技」と文言を修正しました。
21	14	第3章 推進施策6 【第2次推進計画】	三重交通G スポーツの杜 伊勢は、インターハイで整備されただけでなく、三重とこわか国体・三重とこわか大会の準備のためにもさらにまた整備された。しかしながら、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿は、微調整レベルの整備しか為されておらず、三重県民には、三重県行政に対する不信と不安だけが積み重なった。鈴鹿は結果として利用者数の回復になったが、それは、整備によるものでなく、抜群の知名度を誇る元日本代表選手の活躍によるものであった。	③	県営スポーツ施設の整備や改修・修繕については、計画的に進めており、引き続き、施設機能の維持・向上や老朽化への対応を図り、安全・快適に利用できる環境を整備してまいります。
	45	第5章 推進施策3(2) 安全・快適なスポーツ環境の提供			
22	16	第4章 計画のめざす姿	三重県が、スポーツの計画に「健康志向」や「健康寿命」という文言を入れるならば、遺族本人その人として、三重県地域連携部並びに三重県医療保健部に対して、極めて強く明確に何度でも抗議する。絶対に必ず削除されたい。	④	国のスポーツ基本法では、「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」と規定されており、また、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」においても、「運動に関する生活習慣の改善が重要」と規定されています。このため、推進施策1(3)において、生涯を通じたスポーツ機会の充実と健康づくりの推進に取り組んでいくこととしています。
	25 26	第5章 推進施策1(3) 生涯を通じたスポーツ機会の充実と健康づくりの推進			
23	21 22	第5章 推進施策1(1) 子どもたちが運動・スポーツを楽しむための取組の拡充	三重県が推進施策1で掲げるべき目標は、「三重県いじめ防止条例で定められた強化月間の期間に桃色を着用したスポーツ指導者の割合」で、目標値はもちろん100%以外には無い。目標変更を行わないようならば、三重県は児童生徒の自殺幫助団体に過ぎず、もはや存在するべきでは無い。また、この意見の隠蔽・忖度・改竄も認めない。	④	本計画では、三重県スポーツ推進審議会等における意見をふまえ、推進施策の取組ごとの達成状況を客観的に把握・評価できるKPI（重要業績評価指標）を設定しています。
	23 24	第5章 推進施策1(2) これからの学校スポーツと地域移行			
24	23	第5章 推進施策1(2) これからの学校スポーツと地域移行	中学校における休日の部活動の地域移行に関して、市町の学校教育担当課とスポーツ担当課の役割や住み分け、地域移行するにあたっての流れや各担当で留意すること等、具体例等を示していただき、円滑に事業をすすめるようにしていただきたい。また、教職員の働き方改革を発端とするものであるため、労働時間等の安全衛生管理について、地域移行後に、地域の指導員となった場合の労働時間の管理はどのようになるのか整理をし、お示しいただきたい。	③	部活動の地域連携・地域移行を円滑に進めるためには、市町の協議会等において、学校教育担当課やスポーツ担当課等が連携し、取り組んでいく必要があります。そのため、本県では、令和4年1月からは、定期的に市町教育委員会と協議・情報交換を行う場等を設けて、円滑に部活動の地域連携・地域移行が進むよう協働して取り組んでいるところです。引き続き、国が令和4年12月に公表した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」や地域の実情をふまえて、地域連携・地域移行が進むよう検討してまいります。また、地域クラブ活動での指導を希望する教師等の兼職兼業の許可に係る運用については、令和5年1月に国により通知された「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」の考え方をふまえ、他県の状況も確認しながら検討し、市町教育委員会とも情報共有します。

NO	該当箇所		意見の概要	対応区分	ご意見に対する考え方
	頁	施策			
25	23	第5章 推進施策1(2) これからの学校 スポーツと地域 移行	<p>中学校における休日部活動の地域移行はしなくていい。</p> <p>外国では課外活動は専任のコーチが来て行うとある。運動部の公認のコーチを用意し、無料の練習時間を設け、週に5時間土曜日、あとは放課後クラブにしたらい(月2,000円程度(土曜日の分は引く)。放課後はどちらも参加する必要はない。週1日でも本格的な練習内容でしんどいメニューはかわらない。朝練は土曜日くらいならできる。放課後すると人は疲れが取れないので眠く、安全に自主練ならとならないよう授業ならやめとく。</p> <p>中学校における休日の部活動から段階的な地域移行が求められているというわけではない。</p> <p>総合型地域スポーツクラブは部活動の地域移行に対応しなくてよい。</p> <p>中学校における休日の部活動の円滑な地域移行を支援することにはならない。</p> <p>市町における地域移行が円滑に図られるよう、支援しますというわけではない。</p>	④	<p>少子化が進展する中で、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなってきたており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。そのため、教職員の働き方改革の観点もふまえつつ、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保に向けて検討を進めていくことが求められています。</p> <p>また、国が令和4年12月に公表した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、地域連携・地域移行にかかる運営団体・実施主体として、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、民間事業者などが想定されています。</p>
26	52	第6章 計画の推進体制	<p>スポーツ関係団体等の「等」とは何か。なぜ「等」などとぼやかす必要があったか。</p>	④	<p>スポーツ関係団体等の「等」は、本計画の推進にあたって、連携が想定される企業や学校などをさしています。</p>